



## がん対策の推進について（平成 19 年 2 月定例会）

がんは、死亡原因の第一位であり、全国で年間に約 30 万人の方が亡くなられ、全国で、百数十万人を超える患者さんがおられます。

がん対策基本法は、来月 1 日から施行されますが、本県でも、がん対策推進計画の策定をはじめ、医療水準の向上や緩和ケアの推進など、地域の特性に応じた様々な対策を実施することが求められており、来年度予算案でも、がん診療連携拠点病院の機能強化や在宅緩和ケア対策の推進などに取り組まれることとされております。

現状のがん医療に対して、私は、解決すべき多くの課題があると考えております。特に、医療水準の地域間格差、抗がん剤の未承認、腫瘍内科医・放射線治療専門医の不足、治療情報の不足、さらには緩和ケア体制の未整備は大きな課題と考えます。

がん医療に対する私の理想は、一つは、全国どこでも国立がんセンター等と同じレベルの医療が提供されること、二つは、全ての患者さんに穏やかな入院生活を送らせてあげたいし、看取ってあげたいという思いです。

がん対策基本法の施行により、県は地域の特性に応じたがん対策に取り組むこととされていますが、本県におけるがん医療水準の地域間格差是正と向上に向けた今後の取組についてお聞かせください。また、県内における緩和ケア体制の整備・充実に向けた今後の取組についてお聞かせください。

### 【健康福祉部長】

患者の方々が地域において適切な治療を受けられるようにするためには、「がん診療連携拠点病院」を各地域に整備し、病院相互の連携により、機能の充実強化を図ることが重要です。

このため、山口大学医学部附属病院を県がん拠点病院として、本年度整備し、同病院に設置されました「県がん診療連携協議会」を中核として、6つの拠点病院の連携協力体制を構築したところでございます。

今後、専門的ながん医療を行う医師等の養成に努めるとともに、診療情報の集約・分析を行い、がんの治療成績のデータ等を拠点病院等にフィードバックすることにより、がん医療の地域間格差の是正及び向上を図ってまいりたいと考えてございます。

また、拠点病院の未整備の地域においては、関係機関等と連携しながら、引き続き、その整備に努めることとしております。

緩和ケア体制の整備・充実については、患者の療養生活の質の維持・向上を図る上で、早期から終末期まで患者の状況に応じて、計画的に緩和ケアを提供することが重要となつてきております。

このため、緩和ケア従事者に対する専門研修を行うなど、人材の養成に努めるとともに、病院内のチームによる緩和医療や病院とかかりつけ医の連携による在宅緩和医療に取り組んでまいります。

また、「在宅緩和ケア支援センター」を全県の拠点施設として新たに整備し、在宅の療養患者・家族に対する支援や在宅緩和ケアの普及啓発にも取り組むこととしております。

今後とも、県といたしましては、がん対策基本法の趣旨を踏まえつつ、市町、医療関係機関等との連携を図りながら、総合的にがん対策を推進してまいります。